

面会規程

(面会の在り方)

当院は高齢者及び免疫力が低下している患者が多く入院しているため易感染状態であり、無制限の面会では感染の拡大も懸念される。療養上の安定と防疫・防犯上の問題、患者の権利を制限してしまう可能性などを考慮し、規定に沿った面会を実施する必要がある。

(目的)

第1条

この規程は社会医療法人社団大成会 武南病院における入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者に精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上、また患者および院内の安全を確保することを目的とする。

(面会時間/回数)

第2条

- ①入院患者に面会することができる時間は、全日 14 時～17 時までとし、入院患者 1 名に対する面会時間は 30 分までとする。ただし、急を要する場合など当該入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。
- ②面会は 1 患者につき基本的に 1 日 1 回とする。

(面会場所)

第3条 入院患者の病室内（多床室ではベッドサイド）とする。

(面会人数)

第4条

- ①1 回の面会につき家族・親族・友人など 3 名までとする。
- ②入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会受付)

第5条

- ① 面会票を記入（体温測定）していただき、受付で受け取る。
- ② 入館証シールをお渡しする（貼付）
- ③ ナースステーション前カウンターにて、お声がけをしていただく。
- ④ 面会が終了したら、受付横へ入館証シールを廃棄していただく。

(面会の条件)

第6条

- ①面会者は不織布マスクを装着し、病室への入室前後に手指衛生（手指消毒、または手洗い）を行う。
- ②面会者に発熱や感染症を疑う症状（咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢等）がない。
- ③面会者は原則中学生以上とする

(面会者の遵守事項)

第7条

面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
- ②入院患者に面会する者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 酒気を帯びて面会すること。
 - (2) 面会中に喫煙すること。
 - (3) 中学生未満を伴って面会すること。
 - (4) 患者・面会者ともに病棟・病室で飲食をすること。
 - (5) 生花を持ち込むこと。
 - (6) 持参した見舞い品のうち飲食物に類する物はあらかじめ医師の許可を得た上で、その都度看護師に申し出ること。
- ③病院は、面会者が規定に違反、またはそのおそれがあると認めたときは、直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第8条

- ①入院患者が感染症を発症、または発症者と同室（濃厚接触者）であった場合。
- ②入院患者の入院病棟で感染症の集団発生が起きた場合。
- ③周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。

(周知方法)

第9条

本規程は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示
- (3) 病院ホームページ掲載

附則

この規程は、2026年7月1日から施行する。